

農業委員会だより



# よさの

第23号 H28.3発行

編集/発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地  
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-9023 (直通)

FAX:0772-43-2194

## 丹後の郷土料理 “ばら寿司” を作ろう！



美味しくできました！

加悦小学校6年生の皆さんと  
食生活改善推進委員加悦支部の皆さんに  
ご協力いただきました。



第23号の  
もくじです!!

豆っこ米イメージキャラクター  
まめっこまいちゃん

### 【目次】

- お昼ご飯は“ばら寿司”で！……………2ページ
- これでわかる農地中間管理事業！……………3ページ
- 平成27年度農地情報あれこれ  
賃借料情報・作業請負料金のお知らせ……………4ページ
- 農地パトロール・利用状況調査を行いました。  
利用意向調査を行います。……………5ページ
- お米の食味ランキング発表……………6ページ

# 丹後人の10人に9人は食べたことのある丹後のばら寿司!

2月26日(金)、加悦小学校6年生による調理実習で丹後のばら寿司を作りました。

寿司飯から甘くしたそばろ、干しシイタケの甘煮などプロ顔負けの食材を使い作り方を丁寧に教わっていました。

今回ばら寿司作りを教えてくれた食生活改善推進委員6名の内、一人は農業委員でもある西原文代委員で今回はばら寿司の先生として参加し、児童たちに熱心に教えられていました。(左写真参考)

◀西原委員もばら寿司先生として参加  
(右側のピンクのエプロン姿)



下ごしらえは  
バッチリ!



「一つ一つの工程を「これどーするん?」「どのくらい入れるの?」など疑問が飛び交う中、先に作業を終えたグループの児童が教える場面もあり、協力して作ろうという6年生の優しさも垣間見えました。

自分で作ったばら寿司は給食と一緒に机に並べられ、児童たちは美味しそうに食べていました。

食べ終わった子供たちは、「お店で買ったやつより美味しい」「家でも作ってみたい」などそれぞれの感想を言い合う場面もあり、一人一人の思いがひしひしと伝わってくる授業でした。

ばら寿司先生として参加した西原委員は、「子どもたちとこういった活動ができるのは楽しいし、丹後のばら寿司を地元の郷土料理として認識してくれたら嬉しい」と語る。今回の授業は、地元の郷土料理を自分たちの手で作り、改めて地元丹後の良さを実感できた授業だったのではないのでしょうか。



▶最後は給食と一緒に美味しくいただきました!

## 農業者のための年金は農業者年金!!

農業者年金に入るなら  
若いうちから!



農業者年金ならではのメリットもたくさん!

①賦課方式ではなく積立方式!

→自分が納めた保険料に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。

②公的年金なので税制上の優遇措置あり!

→支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税に繋がります。

③終身年金+80歳までの保証付き!

→年金は生涯支給です。さらに80歳までに亡くなった場合でも80歳までに受け取るはずだった年金を死亡一時金として遺族が受け取ることができます。

# 農地中間管理事業が始まりました



農地の借入



農地中間管理機構  
(京都府農業総合  
支援センター)

農地の貸付



## 貸し手（地主）

- ・ 離農したい
- ・ 規模縮小したい 等

## 借り手（耕作者）

- ・ 農地を集積したい
- ・ 新規就農したい 等

農地中間管理事業は農地中間管理機構（京都府農業総合支援センター）が貸し手（地主）から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸付ける制度です。

### 【農地の条件】

- ・ 農業振興地域内の農用地であること。
- ・ 再生不能と判断される遊休農地でないこと。
- ・ 担い手の借受け希望が見込まれる農地であること。

### 【機構を利用するメリット】

- ・ 賃借料は機構が耕作者から回収し、地主に機構から賃借料をお支払いしますので安心です。
- ・ 契約期間が終わったら、農地は確実に返還されます。
- ・ 要件を満たせば、様々な支援策も受けられる場合があります。  
(地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金)



活用できるなら積極的に活用したほうがいいね！

与謝野町では先進的に、滝・金屋地域、石川堂谷地域が当事業を活用されています。地主のメリット、耕作者のメリット等、地域でよく話し合い事業を活用しましょう！

#### ■ 農地中間管理事業に関するお問い合わせは

与謝野町役場 加悦庁舎 2階

農林課 (TEL: 43-9023 FAX: 43-2194) までお問い合わせください。

## 農業委員会からの お知らせ

平成28年4月から総会の審議日が変わります。(10日頃審議→8日頃審議)

### 【従 来】

各申請の締切日  
20日



翌月の農業委員会  
総会で審議  
総会日 **10日頃**

### 【4月以降】

各申請の締切日  
20日



翌月の農業委員会  
総会で審議  
総会日 **8日頃**

農地法等の手続きに関するお問い合わせはお近くの農業委員、若しくは農業委員会事務局（加悦庁舎2階農林課内）へお問い合わせください。

# 平成27年度農地情報あれこれ

## 貸借料情報・作業請負料金・農地の動き



### —貸借料情報をご参考ください—

#### ●物納の賃借情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
与謝野町全域(田)	27.8kg/10a	42.8kg/10a	11.8kg/10a	20

#### ●現金の賃借情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
与謝野町全域(田)	5,100円/10a	6,100円/10a	2,900円/10a	23

※与謝野町では、物納による賃貸借が多いため、物納の集計を行いました。  
 ※平成27年1月から12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃借料を集計しています。  
 ※毎年話し合いは、5,100円/10a(H26の平均額)で価格換算しています。  
 ※特殊な取引(高額・無償)に係るデータは取り除いています。  
 ※この情報は、昨年の情報ですので、必ずお互いで話し合い、納得できる賃借料を決定してください。

平成27年度の賃借料情報・作業請負料金を2月29日に開催した農業経営対策委員会で集計しましたので、今後の農地の貸し借りの参考としてください。

### —農作業請負料金をご参考ください—

区分	参考価格 (機械使用料込・オペレーター料込・税別)
荒起こし	11,000円/10a
切り替えし	6,000円/10a
代かき	7,000円/10a
田植え	8,000円/10a(肥料散布無)
(苗・農薬・肥料別)	9,000円/10a(肥料散布込)
コンバイン刈	24,000円/10a
合計	56,000円/10a~57,000円/10a
乾燥・調製	1,250円/30kg
畔ぬり	80円/m

今年度は昨年度と変更はありません。ほ場の条件や燃料費の変動によって異なりますので、必ず双方で話し合い、納得できる作業請負料金にしてください。

#### 農地のことは農業委員会へ!

農業委員会では毎月8日前後に総会を開催し、農地法等に基づき審査を行い、許可・承認を行っています。  
 申請書は毎月20日(20日が休祝日の場合は翌開庁日)までに農業委員会事務局へ提出をお願いします。

### ●平成27年度の農地の動き●

申請・届出区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )	申請・届出区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )
農地法第3条	13	22,036	非農地明証	11	3,581
農地法第4条	3	3,842	利用権設定	294	1,068,161
農地法第5条	13	6,735	相続等による届出	22	81,362
農地形状変更	8	11,797			

※農地法第4条申請で知事の処分までに取り下げられた2件は含んでいません。

平成27年度はこれだけの農地に関する許認可・届出がされています。



# 農地パトロールを行いました！



H27. 12. 25に  
行いました！

## 農業委員会は与謝野町の農地を守っています！



農業委員会では、年に一回、農地法第3条、4条、5条、形状変更の許可・承認がされた案件の現地に赴き、計画通り進捗されているか状況を確認する農地パトロールを行っています。今回は新体制となつてから初めての農地パトロールということもあり、様々な意見が飛び交いました。

### ▲転用案件の進捗状況を確認しています。

農地を知事の許可を得ずに転用することは農地法で規制されています。農地に家を建てたい、駐車場にしたい等お考えの方は、お近くの農業委員、または事務局へ一度ご相談ください。今後も引き続き違反転用や悪質な利用がされないよう農地パトロールを行ってまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。



## 農地を適正に管理しないと...



▲雑草が生い茂り、有害鳥獣やダニの住処になります。

### Q：利用意向調査で何を書けばいいの？

農地の所有者に対して、今後の農地の利用に関する意向を伺います。

- ①農地中間管理事業を利用するか
- ②誰かに貸し付けるか
- ③自ら耕作するのか

などの意向を調査書に記入して、返信用封筒にて返信ください。

### 利用状況調査

また、農業委員会では町内の農地で遊休農地や荒廃した耕作放棄地、違反転用の状況を把握するため、各担当地区に分かれて利用状況調査を行っています。（農地法第30条第1項）

この調査は農地パトロールとは別に各委員が自分の担当地域の農地の利用状況を調査するものです。調査の際に農地に立ち入る場合がございますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひ致します。

### 利用意向調査

上記の利用状況調査で現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない

と見込まれる場合、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行います。この調査書が届いた農地の所有者の方は今後の農地利用の意向について必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送をお願いします。

# 平成27年度 お米の食味ランキング！発表！

丹後産コシヒカリ  
惜しくも特A逃す

## Q：食味評価試験って何？

炊飯した白飯を実際に試食して評価する食味官能試験に基づき、昭和46年産米から毎年全国規模の産地品種について実施されています。

## Q：評価方法は どうやってするの？

まず、複数産地コシヒカリのブレンド米を基準米とします。その基準米と比較して同等品を「A'」基準米より特に良好なものを「特A」良好なものを「A」やや劣るものを「B」劣るものを「B'」として評価します。

評価の良い順から「特A>A>A'>B>B'」  
平成27年産米については、全国で139産地品種について食味検査を実施されました。  
(その内、特Aは40品種)

(一財)日本穀物検定協会が平成28年2月25日に発表した平成27年産米食味ランキングでは惜しくも最高評価である「特A」を逃し、5年連続獲得とはなりませんでした。



今年は残念ながら「特A」の獲得には至りませんでした。丹後産コシヒカリは全国的に見ても評価は高く、美味しいお米として認知されつつあります。みなさんも与謝野町産コシヒカリを食べてみましょう！

## 地域の隠れた名品！(与謝地域)



正月の食卓に並ぶ「ころ柿」。与謝野町の与謝地域ではこの「ころ柿」生産が盛んだ。寒暖の激しい山間地に位置する与謝地域では、昔ながらの作り方で作り、贈答品としても高評価である。  
当農業委員会の女性農業委員である西原文代委員もその一人。西原委員は毎年2000個ほどころ柿を作り、田植え前のおやつにしたり、パウンドケーキに入れたりするなど、様々な楽しみ方があり、皆さんにも是非色々試してほしいと話す。

### 編集後記

上の記事にもありますように例年獲得していた食味ランキング「特A」を逃してしまいい、今年につきましては「A」を獲得ということ。平成28年産は「特A」を再度獲得できるような頑張りしたいと思います。  
また、そろそろ春作業が近づいてきました。農家の皆さんも農作業事故が無いよう、余裕をもって安全な作業を心がけましょう。

(太田 豊 副委員長)  
広報編集委員



- 委員長 土井 義弘
- 副委員長 太田 豊
- 委員 木崎 博
- 水口 俊彦
- 面川 千榮子
- 西原 文代

